

2018年11月5日

## NPO法人 愛知県理学療法学会 理事・監事選挙実施要綱

NPO法人愛知県理学療法学会  
選挙管理委員会

選挙規定 5 条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を理事・監事選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選（人）」とは、社員による理事・監事候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

### 1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

#### (2) 選挙人、被選挙人資格について

1) 選挙人、被選挙人は社員として登録されている者とする。

2018年11月5日（告示日）の時点において、正会員として登録されている者とする。

#### 2) 選挙人、被選挙人名簿の作成

2018年11月5日（告示日）時点の会員台帳をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

### 2. 選挙の告示について

(1) 理事・監事選挙告示日は2018年11月5日（月）とする。

役員候補者選挙告示は学会ホームページに掲載し、紙面でも通知する。

(2) 上記（1）に従い、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

(3) 上記（1）に従い、事務局担当者に対して、告示日頃、社員に届くように事前に提出する。

### 3. 立候補の受付について

#### (1) 受付時期

1) 立候補受付期間は2018年11月16日（金）正午～2018年12月3日（月）正午とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、2018年12月10日（月）正午とする。

3) 2018年11月5日（月）正午～2018年11月10日（金）正午までを立候補届の事前相談期間とし、立候補届けに関する相談を受け付けるものとする。

## (2) 受付順位

受付順位は、当該候補者における最終受付時刻順とし、名簿掲載順位とする。

## (3) 立候補数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者数が定数に満たない場合（理事 10 名未満、監事 2 名未満）は、選挙規定第 10 条 6 項に従い、その旨を理事会へ報告する。
- 2) 報告を受けた理事会は、役員の選出が行われる次期定期総会に理事及び監事候補を推薦する。なお推薦にあたっては理事及び監事が選挙定数となるよう不足数を推薦する。

## (4) 立候補届の様式

### 1) 届出方法

- ・選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- ・立候補者は、立候補の趣旨を 400 字以内で作成する。
- ・別途写真をアップロードする。

### 2) 写真

証明写真に準じ、本人のみ、上半身、脱帽、カラー、告示日から 3 ヶ月以内に撮影したもの。デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

## 4. 立候補届の受理

### (1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。

### (2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を得て、正式に受理される。受理後に明かな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

## 5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

### (1) 組織 ID は「Apt」、ユーザーID は「Apt」+会員番号、仮パスワードは「Apt」+西暦の生年月日を使用する。初回ログイン時にパスワードを再設定する。

### (2) 立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公示については、2019 年 2 月 4 日（月）を目処に専用 WEB ページ上に掲載する。

## 6. 選挙運動

### (1) 注意事項

立候補者は、立候補届け時の立候補の趣旨と総務省の示すインターネット選挙運動解禁の概要に準じた選挙活動を有効とし、これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は、状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

※インターネット選挙運動で有権者はウェブサイト等を利用した選挙運動が

できますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。候補者は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～2019年3月16日（土）までとする。

7. 投票について

- (1) 投票期間：2019年2月12日（火）正午～2019年3月17日（日）正午
- (2) 投票方法：投票サイトへアクセスする。投票は定数連記方式（理事10名、監事2名）とする。
- (3) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

8. 開票について

- (1) 開票日：2019年3月17日（日）13時～
- (2) 開票立会人の選任
  - 1) 開票立会人は、各候補の推薦する会員の中から、選挙管理委員会が選任する。
  - 2) 立会人は3名とする。
- (3) 投票データの保管について
  - 1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から氏名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。
  - 2) 選挙管理委員長は開票日に開票立会人の立ち会いのもと、投票データをダウンロードする。
  - 3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。
  - 4) 選挙管理委員長が不在となる場合、指名をうけた選挙管理委員が代行する。
- (4) 当選（人）について
  - 1) 定数連記投票では、得票数の多い者から順に、その役員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。
  - 2) 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、総会において当該選挙の候補者をもつて当選とする。
- (5) 選挙結果は2019年3月18日（月）にホームページ上で発表する。

9. 異議申立について

- (1) 異議申立の期間は選挙結果公表～2019年3月25日（月）正午までとする。
- (2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする。  
申し立て先は選挙管理委員長とする。

メールアドレス : t\_emoto (a) chita.jaaikosei.or.jp

※メール送信時は（a）を@に変更してください。

(3) 異議申立の文書は、メール本文への書き込み、添付文書どちらでもかまわない。

#### 10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

#### 11. 問い合わせ

NPO 法人愛知県理学療法学会選挙管理委員会

委員長 江本達也

メールアドレス : t\_emoto (a) chita. jaaikosei. or. jp

※メール送信時は（a）を@に変更してください。

以上